



新潟県公報

令和4(2022)年
6月3日(金)
第309号

目次

告 示

- 介護保険法による介護医療院の開設許可..... 707
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 707
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 708
- 道路の区域の変更..... 708

公 告

- 建設業者の監督処分..... 709
- 新潟県収入証紙売りさばき場所の変更..... 709

告 示

新潟県告示315号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年6月3日

新潟県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	介護医療院		許可の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
09B1300018	学校法人国際医療福祉大学 理事長 高木 邦格	介護医療院マロニ エ苑	那須塩原市井口 533番地4	令和4 (2022)年 5月1日	介護医療院

新潟県告示第316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年6月3日

新潟県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0971001441	合同会社ケアコネクト 代表社員 金澤 大介	訪問介護事業所ケ アシス	大田原市山の手 2-11-8	令和4 (2022)年 5月1日	訪問介護
0960390128	C o c o r o 合同会社 代表社員 小林 絵美	訪問看護リハビリ ステーションTS UNAGU	栃木市河合町6番 2号	令和4 (2022)年 5月1日	訪問看護
0960490126	株式会社ファーストナ ース	訪問看護ステー ションあやめ田沼	佐野市田沼町457 番地4 ヤシユウ	令和4 (2022)年	訪問看護

	代表取締役 橋本 真奈歩		ハイツC102号室	5月1日	
0970803094	エフビー介護サービス株式会社 代表取締役 柳澤 秀樹	エフビー介護サービス株式会社小山営業所	小山市城北一丁目18番地9	令和4(2022)年5月1日	福祉用具貸与
0970803094	エフビー介護サービス株式会社 代表取締役 柳澤 秀樹	エフビー介護サービス株式会社小山営業所	小山市城北一丁目18番地9	令和4(2022)年5月1日	特定福祉用具販売

栃木県告示第317号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年6月3日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0960390128	C o c o r o 合同会社 代表社員 小林 絵美	訪問看護リハビリステーションTSUNAGU	栃木市河合町6番2号	令和4(2022)年5月1日	介護予防訪問看護
0960490126	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	訪問看護ステーションあやめ田沼	佐野市田沼町457番地4 ヤシユウハイツC102号室	令和4(2022)年5月1日	介護予防訪問看護
0970803094	エフビー介護サービス株式会社 代表取締役 柳澤 秀樹	エフビー介護サービス株式会社小山営業所	小山市城北一丁目18番地9	令和4(2022)年5月1日	介護予防福祉用具貸与
0970803094	エフビー介護サービス株式会社 代表取締役 柳澤 秀樹	エフビー介護サービス株式会社小山営業所	小山市城北一丁目18番地9	令和4(2022)年5月1日	特定介護予防福祉用具販売

(高齢対策課)

栃木県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4（2022）年6月3日から同年7月4日まで一般の縦覧に供する。

令和4（2022）年6月3日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 石裂上日向線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
240	前A	鹿沼市上久我字滑入1990-1 から 鹿沼市上久我字測上2011-1 まで	3.9 ~ 16.1	79.1	
	前B	鹿沼市上久我字滑入1990-1 から 鹿沼市上久我字測上2011-1 まで	8.2 ~ 10.4	80.5	
	後	鹿沼市上久我字滑入1990-1 から 鹿沼市上久我字測上2011-1 まで	3.9 ~ 16.1	79.1	

(道路保全課)

公 告

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4(2022)年6月3日

栃木県知事 福田 富一

1 処分をした年月日

令和4(2022)年5月26日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

和田長建設株式会社

真岡市荒町5193番地

代表取締役 武藤 正浩

栃木県知事許可（般-3）第26382号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事（※）に係る営業

（※）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止を命ずる期間

令和4(2022)年6月6日から同月30日までの25日間

4 処分の原因となった事実

和田長建設株式会社は真岡市（以下「市」という。）が発注した建設工事に関し、従前の建設業許可が建設業法第12条に規定する廃業届の提出により無効であることを認識しながら、その無効な許可通知書を確認書類として提示したことにより、市側の判断を誤らせ、無許可の状態で公共工事を請け負った（建設業法第28条第2項第2号該当）。

また、新たに建設業の栃木県知事許可を受けた後も、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けることなく、市が発注した建設工事を繰り返し請け負った（建設業法第28条第1項第2号該当）。

(監理課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和4(2022)年6月3日

栃木県知事 福田 富一

変 更 年 月 日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏 名 又 は 名 称
令和4(2022)年 4月25日	足利市助戸東山町915- 2 ファミリーマート足利助 戸東山町店	(新規)	関口 江美

(会計局会計管理課)